

(5) 後期高齢者医療特別会計

(1) 対象者

- 75 歳以上の方
- 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいのある方

(2) 被保険者数（令和 5 年 4 月 1 日現在見込数）

- 9,387 人

(3) 保険料

・均等割額 51,892 円、所得割率 10.98%、賦課限度額 66 万円

- 令和 5 年度は次の見直しが行われる。

保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直し

世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計額が次の金額以下の場合、均等割額が次のとおり軽減される。

【現 行】

5 割軽減：43 万円＋（28.5 万円×被保険者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

2 割軽減：43 万円＋（52 万円 ×被保険者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

【令和 5 年度】

5 割軽減：43 万円＋（29 万円 ×被保険者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

2 割軽減：43 万円＋（53.5 万円×被保険者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

(4) 被保険者の一部負担割合

- 3 割負担（現役並み所得者）

・住民税の課税所得が 145 万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者

- 2 割負担

・3 割負担者を除き、次の①及び②の要件に該当する被保険者

① 世帯内の被保険者のうち、住民税の課税所得が 28 万円以上の方がいる

② ア 世帯に被保険者が 1 人の場合

年金収入＋その他の合計所得が 200 万円以上

イ 世帯に被保険者が 2 人以上の場合

年金収入＋その他の合計所得の合計額が 320 万円以上

- 1 割負担

・3 割負担者及び 2 割負担者以外の被保険者

(5) 2 割負担となる被保険者への配慮措置

- 施行後 3 年間（令和 7 年 9 月 30 日まで）、1 か月分の外来受診医療費負担増が 3,000 円以内に収まるよう措置を講じる。

(6) 制度の運営財源（高齢者負担率の調整有り）

- 公 費 5 割 （国：4、道：1、市：1）

- 支援金 4 割 （国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）

- 保険料 1 割 （被保険者保険料）

(7) 運営主体

- 北海道後期高齢者医療広域連合（道内全ての市町村で構成）

・被保険者の資格管理や被保険者証等の発行、保険料の賦課決定、医療給付に関する事務 など

- 登別市

・資格管理、医療給付に関する申請や各種届出の受付等の窓口業務、保険料の徴収、被保険者証等の交付 など